

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>一番一地先まで</p>	<p>比企郡川島町大字伊草字上宿 並八一番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一三・三七〇 一八・六三</p>	<p>一三・三七〇 二二・六三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一八七・二二</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>の変更</p>		<p>備考</p>

平成二十六年十二月十九日  
付け埼玉県東松山県土  
整備事務所長告示第九号